

第2回目  
河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業  
について

平成29年1月27日

河内長野市いきいき高齢・福祉課



# 河内長野市総合事業の請求事務について

河内長野市の総合事業の単位数サービスコード種類、  
単位数表マスタインターフェイス（CSVファイル）

# 河内長野市の総合事業の単位数サービスコード種類、 単位数表マスタインターフェイス（CSVファイル）について

## ●河内長野市の総合事業の単位数サービスコード種類

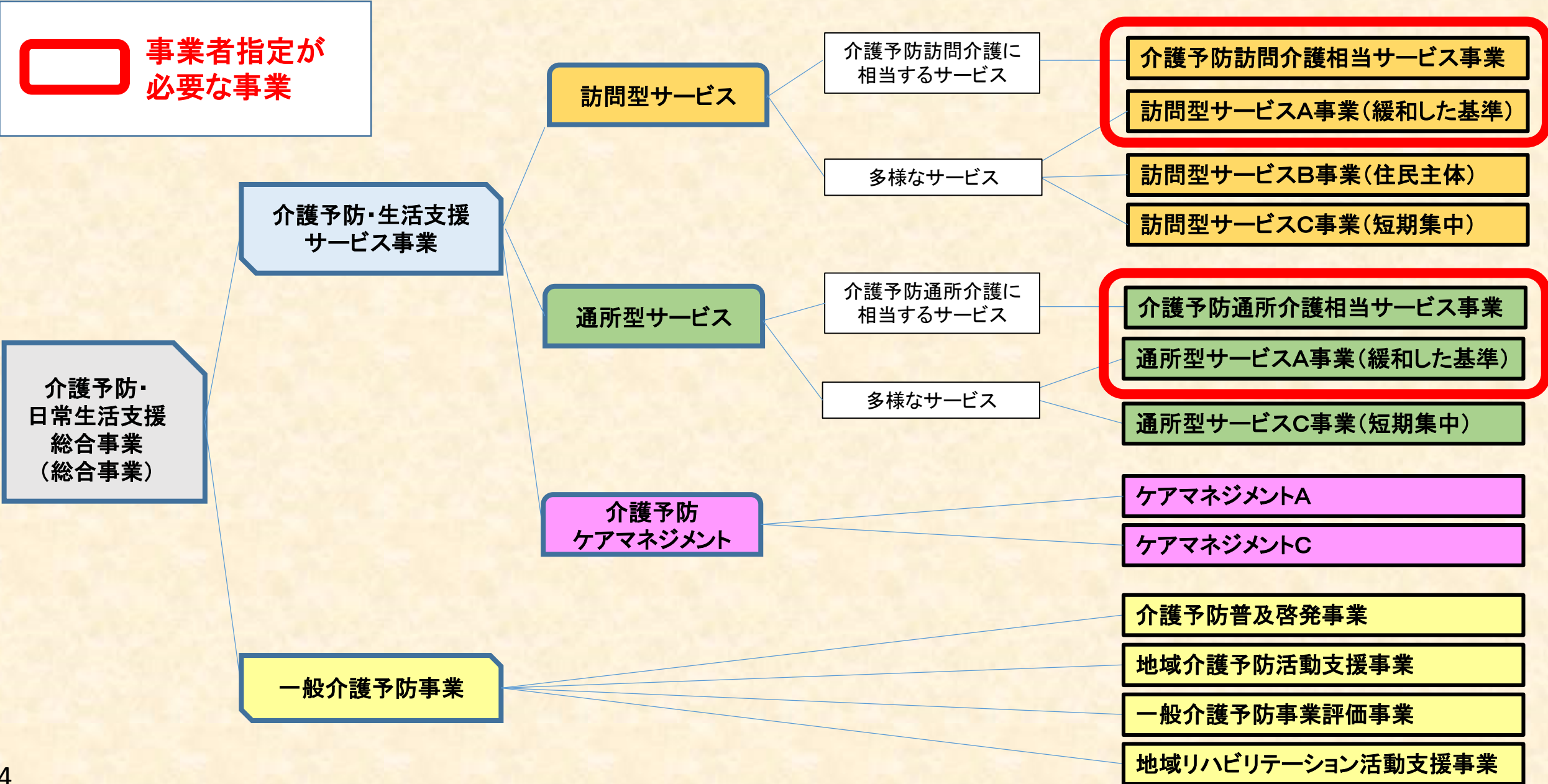
介護予防訪問介護相当サービス（みなし指定）	A1	} 別添資料参照
介護予防訪問介護相当サービス（みなし指定以外）	A2	
訪問型サービスA事業	A3	
介護予防通所介護相当サービス（みなし指定）	A5	
介護予防通所介護相当サービス（みなし指定以外）	A6	
通所型サービスA事業	A7	

●なお、A2・A3・A6・A7の単位数表マスタインターフェイス（CSVファイル）は後日、河内長野市役所のホームページのいきいき高齢・福祉課の総合事業のサイトに掲載します

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) の事業者指定について

# 河内長野市の総合事業の全体構成

**事業者指定が必要な事業**



# 総合事業の事業者指定について

■総合事業の「**相当サービス事業**」の実施にかかる事業者指定に関しては、

- ① 平成27年3月31日以前において、**介護予防訪問・介護予防通所**に係る事業者指定を受けている指定介護予防サービス事業者におかれては、平成27年4月1日付けで自動的に総合事業の「相当サービス事業」の実施に必要な「**みなし指定**」（指定期間H27.4.1～H30.3.31）を受けていますので、「相当サービス事業」にかかる**指定申請は不要**です。→10ページ以降
- ② 平成27年4月1日以降に新規開設された指定介護予防訪問・介護予防通所事業者におかれては、この「相当サービス事業」実施に必要な「**みなし指定**」を受けていませんので、「**相当サービス事業指定**」にかかる**指定申請が必要**となります。→6ページ

■総合事業の「**サービスA事業(一体型)**」「**サービスA事業(単独型)**」「**相当サービス事業(単独型)**」の実施にかかる事業者指定に関しては、

- **新たに「サービスA事業指定」、「相当サービス事業指定」が必要**となりますので、上記に関わらず、実施を希望される事業者は指定申請を事前に行ってください。  
サービスA事業(一体型) →7ページ      サービスA事業(単独型) →8ページ  
相当サービス事業(単独型) →9ページ

# 平成27年4月1日以降に新規開設された指定介護予防訪問・介護予防通所事業者の「相当サービス事業」の指定について

◆平成27年4月1日以降に新規開設された指定介護予防訪問・介護予防通所事業者におかれては、「相当サービス事業」実施に必要な「みなし指定」を受けていませんので、「**相当サービス事業指定**」にかかる**指定申請が必要**となります。

## <今回の相当サービス事業指定の申請方法>

### ●必要書類

①河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者 指定申請書 (様式第1号)

②誓約書 (参考様式9)

### ※申請書等のダウンロードページ

河内長野市ホームページ⇒各課の情報⇒いきいき高齢・福祉課⇒介護予防・日常生活支援総合事業  
⇒事業者指定のサイトから様式をダウンロードしてください。

### ●申請先

河内長野市役所2階 いきいき高齢・福祉課

※郵送不可 事前に電話で日時をご予約の上、ご来庁ください。 0721-53-1111 内線272・260

### ●申請期日：平成29年4月1日付け指定

平成29年2月1日(水)～平成29年2月17日(金)まで

### ●申請手数料

本市においては今回は**不要**です。

# 訪問型サービスA事業(一体型)・通所型サービスA事業(一体型) の指定について

◆総合事業の「サービスA事業(一体型)」の実施にかかる事業者指定に関しては、現在「みなし指定」を受けているかどうかに関わらず、全ての事業者で新たに「サービスA事業指定」が必要となりますので、実施を希望される事業者は指定申請を事前に行ってください。

## 【現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けている事業者（一体型申請の場合）】

＜今回のサービスA事業指定（一体型）の申請方法＞

### ●必要書類

①河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者 指定申請書（様式第1号）

②訪問：訪問型サービスA事業者の指定に係る記載事項（付表2）

通所：通所型サービスA事業者の指定に係る記載事項（付表4）（及び付表4別紙）

③誓約書（参考様式9）

※申請書等のダウンロードページ

河内長野市ホームページ⇒各課の情報⇒いきいき高齢・福祉課⇒介護予防・日常生活支援総合事業  
⇒事業者指定のサイトから様式をダウンロードしてください。

### ●申請先

河内長野市役所2階 いきいき高齢・福祉課

※郵送不可 事前に電話で日時をご予約の上、ご来庁ください。 0721-53-1111 内線272・260

### ●申請期日：平成29年4月1日付け指定

平成29年2月1日（水）～平成29年2月17日（金）まで

### ●申請手数料

本市においてはサービスA事業の指定に関しては、手数料は不要です。



# 訪問型サービスA事業(単独型)・通所型サービスA事業(単独型) の指定について

◆総合事業の「サービスA事業(単独型)」の実施にかかる事業者指定に関しては、現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けておらず、「サービスA事業」のみの実施を希望される事業者は指定申請を事前に行ってください。

## 【現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けていない事業者（単独型申請の場合）】

### <今回のサービスA事業指定（単独型）の申請方法>

#### ●必要書類

#### 申請様式 全て

※申請書等のダウンロードページ

河内長野市ホームページ⇒各課の情報⇒いきいき高齢・福祉課⇒介護予防・日常生活支援総合事業  
⇒事業者指定のサイトから様式をダウンロードしてください。

#### ●申請先

河内長野市役所2階 いきいき高齢・福祉課

※郵送不可 事前に電話で日時をご予約の上、ご来庁ください。 0721-53-1111 内線272・260

#### ●申請期日

平成29年2月1日（水）～平成29年2月17日（金）まで

#### ●申請手数料

本市においてはサービスA事業の指定に関しては、手数料は不要です。

#### ●指定日に関して

指定協議や書類審査期間の関係により、平成29年4月1日指定に間に合わない場合があります。

# 介護予防訪問介護相当サービス事業(単独型)・ 介護予防通所介護相当サービス事業(単独型)の指定について

- ◆総合事業の「相当サービス事業(単独型)」の実施にかかる事業者指定に関しては、現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けておらず、「相当サービス事業」のみ、あるいは「相当サービス事業及びサービスA事業」の実施を希望される事業者は指定申請を事前に行ってください。

## <今回の相当サービス事業、あるいは相当サービス+サービスA事業の指定の申請方法>

- 必要書類

- 申請様式 全て

- ※申請書等のダウンロードページ

- 河内長野市ホームページ⇒各課の情報⇒いきいき高齢・福祉課⇒介護予防・日常生活支援総合事業⇒事業者指定のサイトから様式をダウンロードしてください。

- 申請先

- 河内長野市役所2階 いきいき高齢・福祉課

- ※郵送不可 事前に電話で日時をご予約の上、ご来庁ください。 0721-53-1111 内線272・260

- 申請期日

- 平成29年2月1日(水)～平成29年2月17日(金)まで

- 申請手数料

- 本市においては今年度は不要です。

- 指定日に関して

- 指定協議や書類審査期間の関係により、平成29年4月1日指定に間に合わない場合があります。

# 重要！！ 総合事業の事業者指定の注意点・変更点について その1

## 【注意点・変更点】

- 6～9ページに記載している必要書類については、**本市に所在する事業者向けの書類**になります。本市以外の市町村に所在する事業者の場合は必要書類が変わる可能性がありますので、事前にご相談ください。
- 今まで、事業者指定・更新等については南河内広域事務室広域福祉課へ提出となっていたが、今回から**総合事業にかかる指定・更新等については各市町村において実施すること**になります。なお、その他のサービスの指定申請等は、今までどおり広域福祉課へ提出となっています。
- 上記のため、河内長野市**以外**の市町村が保険者となっている利用者がある事業者で、その利用者が総合事業サービスを利用する場合は、事前にその河内長野市**以外**の**市町村の保険者の指定が必要**ですので、**みなし指定を受けておらず、かつ河内長野市以外の市町村の保険者の利用者がある事業者**は、特にご注意いただき、**早急に**その市町村へ指定の手続き方法に関してお問い合わせください！  
※みなし指定を受けている事業者で河内長野市以外の市町村が保険者となっている利用者がある事業者においても、保険者によってはみなし指定の有効期間が短い場合があるため、念のためその市町村に問い合わせをして、指定の申請が必要かどうか確認してください。

# 重要！！ 総合事業の事業者指定の注意点・変更点について その2

## 【注意点・変更点】

- 現在、みなし指定を受けている事業者においては、平成30年3月31日で指定期間が終了するため、平成30年2月頃に河内長野市（河内長野市**以外**の保険者の利用者がある場合はその河内長野市**以外の市町村**）の「**相当サービス事業**」の指定の申請が改めて必要です。
- 現在事業者で加入している損害賠償保険について、総合事業サービスが補償対象であるかどうかご確認していただき、総合事業サービス実施までに遺漏のないように契約を整えてください。
- 総合事業の指定とは別に、平成29年度の途中で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定の期間が終了する事業者におかれては、利用者の要支援認定の認定有効期間の終了日に関連して、**平成30年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の更新が必要**になる場合がありますので、必ず広域福祉課へお手続きをお願いします。
- 総合事業における指定申請・更新申請手数料については、平成29年度中は新規設置となる指定申請の場合のみ必要となります。平成30年度からは指定申請・更新申請いずれにおいても手数料が必要となります。また、他サービスとの同時申請による手数料の減額はありませぬ。  
指定申請手数料 1件 30,000円 、更新手数料 1件 10,000円

# 総合事業開始に伴う利用者との契約等の変更 について

## 総合事業開始に伴う利用者との契約等の変更について

- 平成29年4月1日から総合事業を開始することにより提供するサービスが変わるため、契約書、運営規程、重要事項説明書のそれぞれの記載内容を変更する必要があります。
- 契約書については、現在介護予防訪問・介護予防通所サービスの利用者が総合事業サービスに変わる際に、改めて契約書を交わし直すのが適切と考えますが、提供されるサービス内容、その他の契約内容で変更になる部分のみを記載した覚書等を取り交わすといった対応も可能と考えます。  
サービスの変更につき、利用者と齟齬の無いように対応を行ってください。
- 運営規程や重要事項説明書についても変更する必要がありますので、後日いきいき高齢・福祉課のサイトの事業者指定のページに参考資料を掲載いたしますので、事業所の実情に応じて作成してください。